

第27号議案

志木市保育の実施等に関する条例の一部を改正する条例

志木市保育の実施等に関する条例（昭和62年志木市条例第5号）の一部を次のように改正する。

第2条の表志木市立西原保育園の項を削る。

附則を附則第1項とし、附則に次の1項を加える。

2 第2条の規定の適用については、当分の間、同条の表を次のとおりとする。

名称	位置	定員
志木市立いろは保育園	志木市本町1丁目1番67号	80人

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

令和8年2月19日提出

志木市長 香川武文

提 案 理 由

志木市立西原保育園の廃止等をしたいので、地方自治法第244条の2第1項の規定により、この案を提出するものである。